

神奈川県立霧が丘高等学校生徒心得

この生徒心得は、生徒が本校の教育方針に従い、よりよい学校生活を送るために必要と思われる大綱を示したものである。本校生徒は、この旨を理解し、高い誇りと自覚に基づいて、良識ある行動をとることを希望する。

第1章 総 則

1. 常に霧が丘高校の生徒であることを自覚し、充実した高校生活を送れるように努力する。
2. 人格を磨き、社会人となるための知性と教養を深める。
3. 自己を厳しくみつめ、他への思いやりを忘れないようにする。
4. 規則を守り、きちんとした身なりをし、けじめのある生活を送る。
5. 将来の自己の生き方を考え、その実現に向けて努力する。
6. 気持ちよい学校生活を送るために、みんなで校内美化に気を付ける。
7. 生徒会に入会し、部活動、委員会活動等、特別活動の面でも自己の可能性に挑戦する。

第2章 細 則

一、学 習

1. 学習は生徒の本分である。常に最善の努力をする。
2. 始業のチャイムが鳴る前に着席して、授業の準備をする。

二、登 下 校

3. 通学時も学校生活の一部である。本校生徒としての品位を失ってはならない。
4. 交通ルールを守り、マナーを心がけ、生徒環境書で届け出た通学経路で通学する。
5. 8時40分までに登校し、16時30分までに下校することを基本とする。また、この間の外出は、原則として禁止する。下校の際は、戸締まり・消灯・火気等の確認を行う。
6. 下校時刻後もやむを得ず残留する場合は、所定の手続きにより許可を受け、顧問・学級担任の指示に従う。ただし19時以降は校舎内に立入らない。
7. 休日に登校して学校施設を利用する場合は、事前に許可を受ける。
8. 自転車通学を希望する者は、所定の手続きをとり許可を受ける。
9. 自動車、オートバイでの通学及び制服乗車は禁止する。

三、礼 儀

10. お互いに挨拶を交わすよう心がける。また、来校者にも礼を失わないようにする。

四、欠席など

11. 欠席・遅刻・早退などがあらかじめ明らかなときは、事前に生徒手帳により学級担任に届け出る。また、これ以外については、当日保護者が8時20分までに電話による連絡を行い、事後必要に応じて所定の手続きをとる。
12. やむを得ない当日の遅刻・早退・外出などは、生徒手帳に記入し、学級担任または教科担任まで届け出る。

13. 保健室で休養する場合は、本人または保健委員が学級担任または教科担任に届け出る。休養後は、「保健室連絡カード」を提出する。

14. 生徒の忌引は次のとおりとする。（遠隔地の場合は往復に要する日数を考慮する。）

- | | |
|---------------|------|
| ・ 父母 | 7日以内 |
| ・ 祖父母、兄弟姉妹 | 3日以内 |
| ・ 曾祖父母、伯（叔）父母 | 1日 |
| ・ 父母の忌日 | 1日 |

五、服装等

15. 身だしなみは本規定に基づき、清潔を保ち、品位を失わず、学校生活の雰囲気乱さないようなものでなければならない。

16. 制服

(ア) 所定の制服を着用し、制服の変形は禁止する。白無地のワイシャツ・ブラウスを常に着用する。

(イ) 夏期上衣を着用しない場合（5月1日から10月31日まで）の服装はポロシャツも可とする。ただし、ポロシャツは白無地とする。寒い場合は冬服を着用する。セーター・カーディガン等での登下校は禁止する。指定の色のニットベストは着用を認める。

17. やむを得ず異装するときは、異装許可を受ける。

18. 登下校に防寒着を着る場合は華美でないものとする。

19. 靴…下履は黒・茶の革靴または運動靴とする。

20. 靴…通学に適切なものを使用する。なお、紙袋・ビニール袋のみでの登校は禁止する。

21. 頭髪…生徒としてふさわしい清潔な髪型に整える。パーマ・染色等の加工は禁止する。

22. 学校で不必要な装飾等はしない。

六、所持品

23. 生徒手帳・生徒証は常に携帯する。

24. 所持品には、必ず学年・氏名などを明記する。また、必要以外の金銭、不相応な品を持って登校しない。

25. 貴重品は各自が管理する。行事等の際は、貴重品を貴重品袋に納め、学級担任に保管を依頼する。

七、校内の美化

26. 常に校内の美化及びゴミの分別に心がけ、一人ひとりが責任と自覚を持って努力する。

27. 公共物を大切にし、常に整理整頓を心がける。万一、破損等が生じた場合速やかに関係職員まで届け出、指示を受ける。原則的には、生徒の責任において、現状復帰する。

八、集会

28. 集会等を催す場合は、学校の内外を問わず関係の職員に届け出て指導を受ける。

29. 掲示・出版・放送等も前項に準ずる。

九、校外活動

30. 旅行・登山・キャンプなどは、保護者の承諾を得て、事前に学級担任に届け出て、指導を受ける。（諸届用紙を利用する。）

31. その他本校の名前で参加するすべての活動は、本校職員の指導のもとに行う。

十、その他

32. いかなる場合でも、暴力を行使してはならない。

33. みだりに金銭の貸借、物品の売買をしてはならない。また、無断で学校の備品等を使用してはならない。

34. 許可なく火気を所持・使用してはならない。火気等の使用は本校職員の監督のもとに行う。

35. 喫煙・飲酒等、またはそれに準ずる行為等法律で禁じられている行為の禁止はもちろんであるが、風紀上好ましくない場所に立ち寄ってはならない。

36. アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の事情により行う場合は、保護者は事前に学校に届け出る。

37. 金銭の徴収は、すべて学校から保護者宛に文書を出して行うので、生徒独自で行ってはならない。

38. 諸届用紙は、次のように用意されている。

(ア) 職員室……異装願・アルバイト届・自転車通学届・免許取得届・旅行届・外出届・早退届・公欠願・生徒等身上事項異動届

(イ) 事務室……諸証明書発行申込用紙・学割・転出願・退学願・休学届